

## 令和5年第4回幸田町議会定例会会議録（第1号）

---

### 議事日程

令和5年11月30日（木曜日）午前9時06分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸報告  
日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第5 第59号議案 幸田町企業立地促進基金条例の制定について  
第60号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について  
第61号議案 幸田町公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について  
第62号議案 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
第63号議案 幸田町高齢者ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の廃止について  
第64号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について  
第65号議案 西三河都市計画事業幸田駅前土地区画整理事業施行条例の廃止について  
第66号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について  
第67号議案 土地の取得について  
第68号議案 土地の取得について  
第69号議案 指定管理者の指定について  
第70号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第6号）  
第71号議案 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
第72号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 

### 本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員（16名）

- |           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 藤本和美君  | 2番 吉本智明君   | 3番 野坂純子君  |
| 4番 松本忠明君  | 5番 長谷川進君   | 6番 岩本知帆君  |
| 7番 田境毅君   | 8番 石原昇君    | 9番 都築幸夫君  |
| 10番 黒木一君  | 11番 廣野房男君  | 12番 稲吉照夫君 |
| 13番 笹野康男君 | 14番 丸山千代子君 | 15番 鈴木久夫君 |
| 16番 藤江徹君  |            |           |

#### 欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬 敦君 副町長 大竹 広行君

教 育 長 池 田 和 博 君 総 務 部 長 林 保 克 君  
参事(税務担当) 稲 熊 公 孝 君 住 民 こ ど も 部 長 三 浦 正 義 君  
健 康 福 祉 部 長 山 本 晴 彦 君 参 事 (健 康 保 健 担 当) 金 澤 一 徳 君  
環 境 経 済 部 長 鳥 居 靖 久 君 建 設 部 長 内 田 守 君  
上 下 水 道 部 長 石 川 正 樹 君 消 防 長 小 山 哲 夫 君  
教 育 部 長 菅 沼 秀 浩 君 財 政 課 長 相 川 美 代 子 君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名  
局 長 大須賀 龍二 君

---

○議長(藤江 徹君) 皆さん、おはようございます。

令和5年第4回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。  
議員各位には、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。  
本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、諮問案件1件、単行議案11件、補正予算3件、合わせて15件の重要な案件が提出されております。  
議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の増進のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。  
朝夕はめっきり寒くなり、冬が駆け足で近づいてくるように感じる今日この頃であります。皆様には、くれぐれも御自愛くださいませ、議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

お諮りします。本日、議場において、三河湾ネットワークが取材で議場内をカメラ撮影されます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。  
定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。  
町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 皆さん、おはようございます。

今年は例年に比べ暖かい日が続いておりましたが、落ち葉が北風に舞うようになり、寒さも身にしみるようになってまいりました。

本日ここに、令和5年第4回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には、御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、人事議案1件、単行議案11件、

補正予算3件、合わせて15件でございます。

後ほど提案理由とその概要につきまして説明させていただきますが、いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、9名の議員の皆様から通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政を進める上での重要な質問ばかりでございますので、真摯に受けとめ誠意を持って対応いたします。よろしく願いいたします。

さて、御報告を申し上げます。

1点目は、去る11月25日土曜日に、愛知県国際展示場にて「第11回全国少年少女チャレンジ創造コンテスト全国大会」が開催されました。幸田町少年少女発明クラブから、深溝小学校6年生3名で編成されたチーム名「深溝YYY」（ふこうずわいわいわい）が町の代表として参加し、見事、銀賞に当たるNHK会長賞を受賞しました。報告申し上げます。

2点目でございます。明後日12月2日土曜日に、愛・地球博記念公園にて「愛知万博メモリアル第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会」が開催されます。幸田町も町村の部に参加し、9名の町の代表選手が出場いたします。当日は東海テレビで中継されますので、ぜひ応援をお願いいたします。

最後に、報告資料の御案内でございます。

去る10月25日にアイリス愛知で開催されました「愛知県町村会定期総会」、11月15日にNHKホールで開催されました「全国町村長大会」、11月8日に砂防会館、東京であります、開催されました「安全・安心の道づくりを求める全国大会」、11月9日であります、同じく東京であります、新霞が関ビルで開催されました「中部国道協会促進大会」、同じく9日に砂防会館で開催されました「治水事業促進全国大会」、11月10日には砂防会館で開催されました「災害復旧促進全国大会」、そして、11月16日に砂防会館で開催されました「全国治水砂防促進大会」の資料について、本日、お手元に配付させていただきましたので、御覧をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 林 保克君 登壇〕

○総務部長（林 保克君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

先ほどの町長の挨拶にもございましたように、愛知県町村会第76回定期総会及び全国町村長大会抜粋資料並びに「安全・安心の道づくりを求める全国大会」をはじめ5件の建設部に関わります大会の抜粋資料につきまして、お手元に本日、配付させていただきます。

きましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 林 保克君 降壇〕

開会 午前 9時 6分

- 議長（藤江 徹君） ただいまから、令和5年第4回幸田町議会定例会を開会します。  
地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者はお手元に配付のとおりですから御了承願います。  
これから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時07分

- 議長（藤江 徹君） 議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから御了承願います。

---

#### 日程第1

- 議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 石原 昇君及び9番 都築幸夫君を指名いたします。

---

#### 日程第2

- 議長（藤江 徹君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日11月30日から12月20日までの21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者多数）

- 議長（藤江 徹君） 御異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日11月30日から12月20日までの21日間に決定いたしました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程のとおりですから、御了承願います。

---

#### 日程第3

- 議長（藤江 徹君） 日程第3、諸報告を行います。  
例月出納検査7月分及び8月分、9月分の3件であります。これはお手元に配付のとおりですから、御了承願います。  
次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付のとおり、陳情が7件であります。  
これは、会議規則第92条の規定により、陳情第12号から陳情第15号までを総務教育委員会に、陳情第16号から陳情第18号までを福祉産業建設委員会に付託します。  
次に、常任委員会及び議会広報特別委員会の閉会中の行政視察報告は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。  
これで、諸報告を終わります。

日程第 4

○議長（藤江 徹君） 日程第 4、諮問第 2 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 議案書の 1 ページをお開きください。

諮問第 2 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

議案関係資料は 1 ページから 3 ページまででありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

今回、中村信清委員及び田境里美委員の 2 名が令和 3 年 3 月 31 日をもって任期満了となることから、その後任者を推薦する必要があります。

議案書 2 ページを御覧ください。

住所及び生年月日につきましては、記載のとおりであります。新たに黒柳昭吾氏、66 歳及び引き続き田境里美氏、69 歳を推薦いたしたく、人権擁護補委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。

黒柳氏につきましては、幸田町の職員として長年にわたり御活躍をされ、行政経験も豊富であり、令和 4 年度には区長を務められております。

田境氏につきましては、今回が 2 期目の推薦となりますが、小・中学校教諭として、また、幸田町社会教育指導員として、長年にわたり御活躍をされました。

また、令和 3 年 4 月からは、人権擁護委員 1 期目として人権相談や啓発活動にも取り組まれました。

お二方とも何事にも熱心で積極的に取り組まれており、人格も高潔で人柄もよく、地域からの信望も厚いことから、人権擁護委員として推薦するものであります。

以上、人事議案につきまして提案理由の説明をさせていただきました。御審議の上、御答申を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第 55 条及び第 56 条の規定により、15 分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

それでは、諮問第 2 号の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） ないようですので、以上で、諮問第 2 号の質疑を打ち切ります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第2号を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております諮問第2号について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を原案に異議なき旨、答申するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

したがって、諮問第2号は、原案に異議なき旨、答申することに決定いたしました。

---

日程第5

○議長(藤江 徹君) 日程第5、第59号議案から第72号議案までの14件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) それでは、単行議案の第59号議案から第69号議案までの11件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書3ページをお開きいただきたいと思っております。

第59号議案「幸田町企業立地促進基金条例の制定について」であります。

議案関係資料は4ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案理由といたしましては、企業の立地の促進に必要な財源を確保することに伴い必要があるからであります。

制定の概要につきましては、企業の立地の促進に必要な財源に充てるための基金について必要な事項を定めるものでありまして、基金は一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てること等について規定するものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書5ページをお開きください。

第60号議案「幸田町職員定数条例の一部改正について」であります。

議案関係資料は5ページ及び6ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、社会情勢の変化に対応するための職員の適正配置に伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、2つの部門の定数の引き上げと併せて、定数の除外に関する見直しを行うものであります。

町長の事務部局の職員の定数につきましては、定年引き上げの導入に伴い、今後60歳を超え在職する職員が増加すること及び定年退職者がいない年においても新たな人材の確保を継続して行う必要があることから、その定数を275人から305人に引き上げるものであります。

消防本部及び消防署の職員の定数につきましては、消防本部の方針により、消防職員の非番招集の回数が近隣の自治体と比較して多い状況を改善するため及び町内人口を基に算定される職員数の充足率を引き上げるため、その定数を70人から85人に引き上げるものであります。

なお、これらの定数につきましては、実際の職員数ではなく、あくまでも職員数の枠の上限であります。その時々の本町の状況、社会情勢、将来を見据えた中で職員数を管理していく予定であります。

次に、定数の除外に関する見直しにつきましては、育児休業をしている職員についても定数のほかとすることができることとするとともに、定数のほかとした職員が復職し、または職務に復帰した場合において、職員の員数を超えることとなるときは、1年を超えない期間に限り、定数のほかとすることができることとするものであります。

これは、育児休業の取得による職場の負担軽減を図り、育児休業を取得しやすい環境を整えることを目的とするものであります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書の7ページをお開きください。

第61号議案「幸田町公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について」であります。

議案関係資料は7ページ及び8ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、職員を派遣することができる団体の見直しに伴う必要があるからであります。

改正の概要につきましては、職員を派遣することができる団体に「公益社団法人幸田町シルバー人材センター」「公益財団法人岡崎幸田勤労者共済会」及び「幸田土地改良区」を追加するものであります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書 9 ページをお開きください。

第 6 2 号議案「幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」であります。

議案関係資料は 9 ページ及び 1 0 ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、岩堀住民広場を設置することに伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、当該住民広場は、さきの第 3 回定例会におきまして、工事請負契約の御承認をいただき、来年 3 月の完成に向けて整備工事を進めているところでありますが、新たに設置する住民広場の名称を「岩堀住民広場」とし、その位置を「幸田町大字菱池字桜塚 1 6 2 番地 1」として別表に定めるものであります。

施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日であります。

続きまして、議案書 1 1 ページをお開きください。

第 6 3 号議案「幸田町高齢者ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の廃止について」であります。

議案関係資料は 1 1 ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、幸田町高齢者ふれあいプラザの廃止に伴い必要があるからであります。

廃止の概要につきましては、幸田町高齢者ふれあいプラザの廃止であります。

施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日であります。

続きまして、議案書 1 3 ページをお開きください。

第 6 4 号議案「幸田町営住宅条例の一部改正について」であります。

議案関係資料は 1 2 ページ及び 1 3 ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、町営住宅の入居者資格の見直しに伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、町営住宅の入居者の資格要件のうち、現に同居し又は同居しようとする親族があることについて、当該親族に規則で定めるものを含むこととするものであります。

施行期日につきましては、令和 6 年 1 月 1 日であります。

続きまして、議案書 1 5 ページをお開きください。

第 6 5 号議案「西三河都市計画事業幸田駅前土地区画整理事業施行条例の廃止について」であります。

議案関係資料は 1 4 ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由及び廃止の概要についてであります。土地区画整理事業を県や市町村が行う場合には、土地区画整理法で規定する事項、その他必要な事項を定めた施行規定を条例で定めることとされており、本事業については平成 1 8 年度より施行条例に基づく事業を実施してまいりましたが、このたび事業完了に伴いこれを廃止するものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書 1 7 ページをお開きください。

第 6 6 号議案「幸田町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」であり

ます。

議案関係資料は15ページ及び16ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、農業集落排水事業に地方公営企業法の規定を適用することに伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、官庁会計から公営企業会計に移行するものであります。

なお、この条例の改正に伴いまして、「幸田町農業集落排水事業特別会計設置に関する条例」は廃止することとするものであります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。

続きまして、議案書19ページをお開きください。

第67号議案「土地の取得について」であります。

議案関係資料は17ページでありますので、併せて御覧ください。

土地を取得するため、「幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条」の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、「消防施設整備事業用地」として取得することに伴う必要があるからであります。

議案書20ページを御覧ください。

取得する土地の概要につきましては、場所は額田郡幸田町大字坂崎字竹下109番1他6筆、面積は5,519平方メートル、取得予定価格は4,097万5,020円、契約の相手方は3人であります。

続きまして、議案書21ページをお開きください。

第68号議案「土地の取得について」であります。

議案関係資料は18ページでありますので、併せて御覧ください。

土地を取得するため、「幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条」の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、「長嶺北部地区福祉医療ゾーン整備事業用地」として取得することに伴い必要があるからであります。

議案書22ページを御覧ください。

取得する土地の概要につきましては、場所は額田郡幸田町大字長嶺字北山30番他72筆、面積は5万603.70平方メートル、取得予定価格は1億8,806万1,444円。

契約の相手方は37人あります。

続きまして、議案書23ページをお開きください。

第69号議案「指定管理者の指定について」であります。

議案関係資料は19ページから21ページまででありますので、併せて御覧ください。

幸田町地域振興施設の指定管理期間が令和6年3月31日をもって終了するに当たり、新たに指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案書24ページを御覧ください。

管理代行させる公の施設の名称は幸田町地域振興施設であり、指定する団体の名称及び所在地は、合同会社 筆柿の里幸田、額田郡幸田町大字須美字東山17番地5であります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております「補正予算関係」を御覧ください。

補正予算関係につきましては、第70号議案から第72号議案までの3件であります。はじめに、第70号議案「令和5年度幸田町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

また、議案関係資料は22ページから30ページまででありますので、併せて御覧ください。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ3億792万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209億2,207万3,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

はじめに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページを御覧ください。

10款町税10項町民税につきましては、町民がふるさと納税を他市町に行くことによって生じる減収額が見込みより小幅にとどまったことや、町民税を算定する際の給与所得金額が想定より増加したことにより、「個人町民税所得割」を追加するものであります。また、自動車関連企業の業績が好調であり、増益が見込まれるため、「法人町民税法人税割」を追加するものであります。

33款地方特例交付金につきましては、中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する税負担軽減措置による減収分の補填としまして交付されます新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を追加するものであります。

55款国庫支出金、15項国庫補助金につきましては、はじめに、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」を追加するものであります。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、振り仮名に係る住民記録システム改修費及び振り仮名に係るコンビニ交付システム改修費に対する補助金として計上するものであります。

次に、「地域生活支援事業等補助金」を追加するものであります。

地域生活支援事業等補助金は、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、地域の状況に応じた柔軟な事業を実施することで、障がい者が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とした国庫補助金であり、自立支援給付等の報酬単価の改定及び障害者福祉サービス制度改正によるシステム改修に伴う事業費の2分の1に相当する額を計上するものであります。

次に、「保育対策総合支援事業費補助金」を新規計上するものであります。

保育対策総合支援事業費補助金は、地方自治体の地域の実情に応じた多様な保育需要

に対応するため、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とした国庫補助金であり、幸田みやこ認定こども園が行います送迎用バスに安全装置の設置を行う事業及び日本語を話せない園児や保護者の対応として通訳や翻訳のための機器を導入する事業に対して交付されるものであります。

60款県支出金につきましては、愛知県議会議員選挙費委託金を追加するものであります。

これは、令和5年4月9日執行の愛知県議会議員選挙に要した経費に対して交付されるもので、令和4年度分の未収分と執行経費が想定より少なかったことによる令和5年度分の減額分を相殺し、その差額分として交付されたものであります。

70款寄附金につきましては、はじめに、ふるさと寄附金でございます。

こちらにつきましては、申込みが好調でありまして、今年度末までには当初予算額を上回る寄附が見込まれることから追加するものであります。

次に、「小学校整備事業指定寄附金」及び「中学校整備事業指定寄附金」でございます。

これは、個人の遺言により、小・中学校の図書の実を目的とした寄附の申出を受けたことによりまして、小学校整備事業指定寄附金及び中学校整備事業指定寄附金を追加するものでございます。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額し、一般会計の収支全体を調整するものであります。

85款諸収入につきましては、維新橋かけ替え工事の施工に伴い支障となる電柱等の移転補償に対する愛知県の負担分として移転補償金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書14ページを御覧ください。

まずは、各款にわたりまして職員の人件費の補正をお願いしておりますが、その主な内容といたしましては、人事異動及び会計年度任用職員の報酬額の改定により、給料、職員手当等及び共済費を調整するものであります。

詳細につきましては、24ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、これに係る部分については説明を省略させていただきます。

それでは、はじめに、15款総務費であります。10項総務管理費、10目一般管理費「ふるさと納税推進事業」におきましては、先ほど歳入において説明させていただきましたが、ふるさと寄附金の申込みの好調により、寄附金を追加したことによりまして、返礼品の調達や発送、インターネット、ポータルサイトの運営その他のふるさと寄附業務委託料を追加するものであります。

15目財政管理費につきましては、財政管理事業におきまして「財務会計システム運用支援業務委託料」を追加するものであります。今年度から新財務会計システムでの予算執行業務が始まりましたが、システムの機能追加や出力する帳票の修正など決算事務を迎える前に必要な改修について追加するものであります。

具体的には、出力する帳票への細区分の明記や現行、事業単位でしか行われない帳票の出力を課単位で行えるようにする改修となります。

22目安全対策費につきましては、安全対策一般事業におきまして、安全テラスセンター24に在籍する「会計年度任用職員の報酬」について、防災イベント等への参加が増加し時間外勤務が予定より増加したことにより、既決予算に不足を生じる見込みとなりましたので、会計年度任用職員報酬を追加するものであります。

25目交通安全推進費につきましては、交通安全推進事業におきまして、「自転車乗車用ヘルメット購入費補助金」を追加するものであります。この補助金は、児童生徒及び高齢者に係る自転車乗車用ヘルメットの購入費の2分の1について、上限額を2,000円として交付するものであり、令和3年度より開始した事業であります。物価高騰のあおりを受けてヘルメットの価格が高騰していること、また、道路交通法の改正により今年度から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となったことを受け、昨年を大幅に超える申請がされていることから、既決予算に不足を生じる見込みとなりましたので追加するものであります。

40目企画費につきましては、はじめに、企画一般事業におきまして「町村合併70周年記念事業運営委託料」を新規計上するものであります。

この事業につきましては、70周年記念事業の一つとして調整を進めてきましたが、NHK公開番組の収録を来年の3月に幸田町で行う運びとなりました。会場として幸田町民会館を予定しており、必要な会場及び会場運営スタッフの手配、またチラシやポスターなどの印刷物作成等を委託するものであります。

次に、創業支援事業におきまして、モバイル建築ユニット維持管理等業務の増大により、会計年度任用職員1人を任用する必要があったため、「会計年度任用職員報酬」を追加するものであります。

50目コミュニティ推進費につきましては、コミュニティ推進事業におきまして、「幸田南部まちづくり交流拠点、太陽光発電設備設置工事」を減額するものであります。

この事業につきましては、財源として国庫補助金の採択を受けて実施することを目指していましたが、今年度は国の応募受付が予定していた時期よりも大きく遅れたため、スケジュールの都合上、補助事業としての実施は不可能と判断し、既決予算の全額を減額し、次年度、改めて採択を受けて実施することを目指すこととするものであります。

20項戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍住民基本台帳一般事業におきまして「コンビニ交付サービス委託手数料」を追加するものであります。マイナンバーカードによるコンビニエンスストアでの証明書交付サービスの件数が増加傾向にあり、当初の見込みを上回っており、委託業者へ支払う手数料に不足が生じるおそれがあることから追加するものであります。

16ページを御覧ください。

「振り仮名に係る住民記録システム改修業務委託料」及び「振り仮名に係るコンビニ交付システム改修業務委託料」をそれぞれ新規計上するものであります。

行政のデジタル化推進に当たり、氏名の振り仮名を一意的ものに特定し公証するニーズ、一つの読み方に特定するという意味でございますけれども、法改正がされたことに伴い、国の標準仕様書に沿ったシステム改修により振り仮名を表記するものであります。また、コンビニ交付システムについても振り仮名対応が必要となるため、併せてシステ

ム改修業務委託料として追加するものであります。

続いて、「深溝里区画整理住所本籍更正業務委託料」を減額するものであります。深溝里区画整理事業における換地処分につきましては、本年度の実施を見込むことができなくなったことから、当初予算に計上しました委託料の全額を減額するものであります。

25項選挙費、25目幸田町議会議員選挙費「幸田町議会議員選挙執行事業」及び50目愛知県議会議員選挙費「愛知県議会議員選挙執行事業」につきましては、いずれも事業完了に伴う不用額を減額するものであります。

20款民生費、10項社会福祉費、10目社会福祉総務費につきましては、社会福祉総務一般事業におきまして、「長嶺北部地区福祉医療ゾーン開発構想事業補償費」を追加するものであります。

長嶺北部地区福祉医療ゾーンの物件補償について調査したところ、柿・ブドウの木、ブドウ栽培に関する設備、農機具小屋等について、当初の見込みより大幅に補償費が必要となることが判明したため追加するものであります。

次に、障害者福祉事業におきまして、「障害福祉サービス等システム改修業務委託料」を新規に計上するものであります。

先ほど歳入において説明させていただきましたが、自立支援給付費等の報酬単価の改定及び障害者福祉サービスの制度改正が令和6年度から行われることにより、必要となるシステム改修に伴う委託料であります。

次に、福祉医療事業におきまして、休職中である職員の1人の代替としまして、会計年度任用職員1人を任用するため、「報酬」「共済費」及び「費用弁償」をそれぞれ追加するものであります。

18ページを御覧ください。

15目老人福祉費につきましては、介護保険事業におきまして、介護サービスの利用者及び利用量の増加に伴い、介護給付費の法定負担分を介護保険特別会計へ繰り出すため「介護保険特別会計繰出金」を追加するものであります。

また、地域支援事業におきまして、地域支援事業の利用者及び利用量の増加に伴い地域支援事業費の法定負担分を介護保険特別会計へ繰り出すため「介護保険特別会計繰出金」を追加するものであります。

15項児童福祉費、15目児童措置費につきましては、認定こども園等支援事業におきまして、「保育対策総合支援事業費補助金」及び「保育環境改善等事業費補助金」を新規計上するものであります。

「保育対策総合支援事業費補助金」につきましては、幸田みやこ認定こども園が行います送迎用バスに安全装置の設置を行う事業及び日本語を話せない園児や保護者の対応として、通訳や翻訳のための機器を導入する事業に対し交付するものであります。

「保育環境改善等事業費補助金」につきましては、小規模保育事業所及び認可外保育施設を対象に既存の建物の環境を改善し活用することで、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とした補助金で、小規模保育事業所2施設、認可外保育施設1施設、計3施設へ老朽化した床の張り替えや水回りの改修等の事業に対し交付するものであります。

25款衛生費、10項保健衛生費、10目保健衛生総務費につきましては、救急医療対策事業におきまして、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、岡崎市医師会が運営する夜間急病診療所の受診者数の減少が続いており、その運営に支障を来す状況が発生していますので、夜間診療所運営維持加算分として「救急医療対策事業費負担金」を追加するものであります。

15目予防費につきましては、予防接種事業におきまして、令和4年度事業の精算に伴い国庫支出金の超過交付分に対する返還金が生じていることから、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金」「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金」「感染症予防事業費等国庫補助金返還金」をそれぞれ追加するものであります。

また、健康増進法保健事業におきましても同様に「疾病予防対策事業費国庫補助金返還金」を追加するものであります。

20目母子衛生費につきましては、母子保健事業におきまして、令和4年度事業の精算に伴い国庫支出金の超過交付分に対する返還金が生じていることから、「母子保健衛生費国庫補助金返還金」を追加するものであります。

20ページを御覧ください。

40款商工費、10項商工費、15目商工振興費につきましては、商工業振興事業におきまして、町内の商工業者に対し愛知県信用保証協会に納める信用保証料について20万円を限度に補助金を交付するため、「小規模企業等振興資金等信用保証料補助金」を追加するものであります。当初予算に1,000万円を計上しているところではありますが、コロナ禍の影響による借換え融資の需要が想定を大きく上回り、9月末時点で前年度の2倍以上の申請があり、例年、年度末に向け申請が増加する傾向にあることを踏まえますと、既決予算では不足する見込みとなりました。この事業につきましては、中小規模の商工業者が事業上必要とする資金の融資を円滑にするために行われるものであり、コロナ禍で落ち込んだ企業経営の安定に向けた支援につながるものであることから、予算を増額して取り組むものであります。

45款土木費、15項道路橋梁費、30目橋梁費につきましては、橋梁整備事業におきまして「電柱等支障移転補償費」を追加するものであります。維新橋架替工事の施工に伴い支障となる電柱等の移転補償費でありまして、物価高の影響等により当初の見込みより高額となったため追加するものであります。

40目防災施設費につきましては、急傾斜地防災事業におきまして「急傾斜地崩壊防止対策事業負担金」を追加するものであります。この負担金は愛知県事業として行っております深溝の舟山地区と石打地区の急傾斜地崩壊防止対策事業に対し支払うものではありますが、事業費が見込みより増額となったため追加するものであります。

50款消防費、10項消防費、20目消防施設費につきましては、消防用自動車整備事業におきまして、総務省消防庁により、消防団車両の無償貸付けを受けることに伴いまして、「車載無線機移設手数料等」及び「自動車重量税」をそれぞれ新規計上するものであります。近年、頻発している地震や豪雨などの災害から住民の生命や財産を守るため、地域防災力の中核を担う消防団の災害対応能力の向上を図ることを目的とした消

防団車両及び資機材の無償貸付けが総務省消防庁において実施されているところでありませんが、球場用資機材搭載型小型動力ポンプを積載した消防団車両の貸付けを要望しましたところ、これを受けることができることとなったため、自治体負担となる車両登録に必要な諸経費や車載無線機を移設する経費の予算措置をし、事業に取り組むものであります。

以上が「令和5年度幸田町一般会計補正予算（第6号）」の説明であります。

次に、第71号議案「令和5年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

補正予算書の25ページをお開きください。

また、議案関係資料は22ページ及び31ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条、歳入歳出の予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,497万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,768万7,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

はじめに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書34ページを御覧ください。

30款県支出金につきましては、一般被保険者高額療養事業における一般被保険者高額療養費の増加によりまして、保険給付費等交付金を追加するものであります。

40款繰入金につきましては、国民健康保険財政調整基金繰入金を追加し、後ほど歳出で説明します一般管理、一般事業における国民健康保険税算定システム改修業務委託料の財源とするものであります。本来は愛知県から交付される特別調整交付金の対象となるものであります。当該交付金は令和6年度に交付されることとなるため、このたびの補正予算におきましては、国民健康保険財政調整基金繰入金による対応により対応するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書36ページを御覧ください。

10款総務費につきましては、一般管理一般事業におきまして、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正により、被保険者の出産による産前産後期間の国民健康保険税の減免が図られることとなるため、国民健康保険税算定システム改修業務委託料を新規計上するものであります。

15款保険給付費につきましては、一般被保険者高額療養事業におきまして、歳入で説明しましたとおり、一般被保険者高額療養費が当初の見込みを上回る状況であることから、「一般被保険者高額療養費」を追加するものであります。

以上が「令和5年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の説明であります。

次に、第72号議案「令和5年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

補正予算書の39ページをお開きください。

また、議案関係資料は22ページ並びに32ページ及び33ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ1億784万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,416万5,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

はじめに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書48ページを御覧ください。

10款介護保険料につきましては、保険料収入の見込みを踏まえまして特別徴収保険料を追加するものであります。

25款支払基金交付金につきましては、介護給付費の見込みによりまして、介護給付支払基金交付金を追加するものであります。

30款県支出金につきましても、介護サービスの利用者及び利用料の増加に伴い介護給付費負担金を追加するものであります。

40款繰入金につきましては、10項一般会計繰入金におきまして、介護サービス及び地域支援事業の利用者及び利用料の増加に伴い介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）をそれぞれ追加するものであります。

15項基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金を追加し収支全体を調整するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書50ページを御覧ください。

15款保険給付費につきましては、各事業費の見込みの状況を踏まえまして、10項介護サービス等諸費におきましては、「居宅サービス給付費」「居宅介護住宅改修費給付費」「居宅介護サービス計画給付費」をそれぞれ追加し、地域密着型介護サービス給付費を減額するものであります。

15項介護予防サービス等諸費におきましては、「介護予防サービス給付費」「介護予防サービス計画給付費」をそれぞれ追加するものであります。

20項高額介護サービス等費につきましては、「高額介護サービス給付費」を減額し、40項特定入所者介護サービス等費につきましては、「特定入所者介護サービス給付費」を減額するものであります。

35款地域支援事業費につきましては、52ページを御覧ください。

20項介護予防生活支援サービス事業費、10目介護予防生活支援サービス事業費につきましては、介護予防生活支援サービス事業におきまして「総合事業介護予防サービス給付費」、15目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、介護予防マネジメント事業におきまして「総合事業予防ケアマネジメント給付費」をそれぞれ追加するものであります。

40款諸支出金につきましては、過年度分の第1号被保険者保険料還付金が見込みを上回る状況であることから追加するものであります。

以上が「令和5年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の説明であります。

以上、補正予算の説明をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤江 徹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

質疑をされる議員は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いいたします。

次回は12月4日、月曜日の午前9時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

ここで、1点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を本日午前10時5分から第1委員会室で開催しますので、委員は御出席をお願いいたします。

以上であります。本日はこれで散会といたします。

散会 午前 9時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する  
令和5年11月30日

議 長

議 員

議 員